

府中市市民協働の推進に関する条例（案）

(通称：府中市 ●●●●●●●●●●条例 (案))

(目的) 基本方針 P3

第1条 この条例は、市民協働の推進についての基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民が主体となって公共的又は公益的な活動に参画し、**市民と市又は市民と市民が相互に協働**することにより**地域課題の解決**や**社会的な目的を実現**し、**心ゆたかに暮らせる**地域社会を持続的に築くことを目的とする。

(定義) 基本方針 P6・P8

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民（個人）** 市内に居住、通勤又は通学する者若しくは市内で活動する者をいう。
- (2) **地縁型活動団体** 自治会、町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会その他市内の一定の地域を単位とする組織であって、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。
- (3) **目的型活動団体** NPO、ボランティア団体、社会教育関係団体その他の市民の自主的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした任意の団体であって、営利を目的としないものをいう。
- (4) **教育機関** 小中学校、高等学校、専門学校、大学その他教育、学術及び文化と密接な関連がある事業を行うことを目的とした機関をいう。
- (5) **事業者** 企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関その他各種法人をいう。
- (6) **市民** 前各号に記載する総称をいう。
- (7) **協働** 多様な主体が相互の立場や特性を認め、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、公益的な目的のために連携・協力することをいう。
- (8) **市民協働** 市民と市との協働及び市民同士の様々な主体間による協働をいう。
- (9) **市民協働事業** 市民と市との協働及び市民同士の様々な主体間による協働によって取り組む事業をいう。
- (10) **中間支援組織** 市民と市又は市民と市民を仲介し、市民の自主的な課題解決を支援するため、市民の交流促進、人材育成、情報収集・提供、相談、活動支援、助成、調査研究又は政策提言その他の機能のいずれかを有する組織をいう。

(基本理念) 基本方針 P10

第3条 市民及び市は、各主体が協働のまちづくりにおける自らの役割を理解し、それぞれの特性や専門性を十分に発揮するため、「●●●●●●●●●●（通称名より）」の精神のもと、府中市市民協働都市宣言（平成26年10月19日）に掲げる共に考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組むことにより、市民協働を推進するものとする。

(協働の基本原則) 基本方針 P7

第4条 協働を行う主体は、次の各号に掲げる6つの原則を尊重して、市民協働事業を実施するものとする。

- (1) 目的共有の原則 地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識すること。
- (2) 対等の原則 対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むこと。
- (3) 相互理解の原則 対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築くこと。
- (4) 自主性尊重・自立化の原則 それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めること。
- (5) 評価の原則 協働の質や効果を高めるため、一定の時期に市民協働事業を客観的に評価・検証すること。
- (6) 情報公開の原則 透明性を高め、信頼関係を築くため、市民協働事業に関する情報を積極的に公開すること。

(市民の役割) 基本方針 P10・P16

第5条 市民は、市民協働への理解を深め、協働によるまちづくりの主役として参加し、協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。
- 3 市民は、第6条第4項に基づき市から支援を受けた市民協働事業については公正に行わなければならない。

(市の責務) (または、「市の役割」) 基本方針 P11

第6条 市は、基本理念及び協働の基本原則に基づき、市民協働を推進するための具体的な計画を定め、市民協働の推進に資する各施策を実施するものとする。

る。

- 2 前項に規定する市民協働を推進するための具体的な計画を定める場合の調査審議は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する府中市市民協働推進会議において行うものとする。
- 3 市は、市民による自発的な公共的又は公益的な活動及び市民協働を促進するため、市の課題を明確かつ簡潔に示すよう努めるものとする。
- 4 市は、市民に対し、市民協働事業が円滑に行われるために、必要な支援に努めるものとする。
- 5 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。
- 6 市は、事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行うとともに、市民の意見を事業に反映させるよう努めるものとする。

（中間支援組織の役割） 基本方針 P11

第 7 条 協働を行う各主体間においての連携調整及び協働に関する情報や知識の提供を行うものとする。

- 2 市に対し、市民の立場を踏まえた政策提言を行うものとする。
- 3 協働の各主体を媒介又は連携させ、情報の交流のための場を提供するものとする。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。